

実地指導等における主な指摘事項

※ 下線は複数の事業所で指摘した事項

【生活介護、短期入所】

1. 介護給付費の算定及び取扱いに関する事項

（日中活動支援加算）

- ① 日中活動支援計画を作成にあたって、当該計画の必要な記載事項のうち、「利用者及びその家族の生活に対する意向」及び「生活全般の質を向上させるための課題」が記載されていないため、これらについても適切に記載すること。

（重度障害者支援加算）

- ② 重度障害者支援加算（Ⅱ）の算定にあたっては、サービスの提供を行った職員名を記録すること。

（リハビリテーション加算）

- ③ リハビリテーション加算の算定にあたっては、下記に留意すること。
- ア リハビリテーション実施計画原案に基づくリハビリテーションの開始後は、概ね2週間以内にアセスメント、評価、カンファレンス、リハビリテーション実施計画の作成、家族への説明及び同意取得を行うこと。
- イ リハビリ通知別紙3を参照し、リハビリテーションマネジメント実施計画の各項目についてアセスメント及び評価を行うこと。
- ウ リハビリ通知別紙4を用いてリハビリテーション実施計画を作成し、現在の評価及び目標に対する具体的なアプローチを明確に記載すること。
- エ 医師からの指示書に基づいて実施するリハビリテーションについては、リハビリテーション実施計画書にも位置付けること。
- オ 利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価すること。
- カ リハビリテーションが長期間に渡り中断され、適切に進捗状況の定期的な評価ができない状況であった期間については、算定できないこと。

（補足等）

- ・ サービスによっては記載した加算の設定がないため留意すること。
- ・ ③について、リハビリテーション加算の算定にあたっては、「リハビリテーションマネジメントの基本的考え方並びに加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」に従い実施すること。

以上